

## 勅令

我

ノロドム・シハモニ国王

NS/RPhM/0714/017

Sormeaphoum Cheatsasna Rakhatkhatya Khmerak\_rothreas  
Puthinthreathorea\_mohaksat Khemreachnea Samohopheas  
Kampuch\_ekreachroathboranaksanti Sopheakmonglea Sereyvibolea

Khemarasreypireas Preah Chao Krong Kampuchea Thipdey

(国王の尊称)

-カンボジア王国の憲法

-2013年9月24日付け第NS/RKT/0913/903号のカンボジア王国政府の任命に関する勅令

-1994年7月20日付け第02/NS/94号の内閣構成及び運営に関する法律の公布の勅令

-1994年4月8日付け第CS/RKM/0498/06号の憲法院の構成及び運営に関する法律の公布の王令

-2007年1月31日付け第NS/RKM/0107/005号の憲法院の構成及び運営に関する法律改正法の公布の王令

-1996年1月24日付け第NS/RKM/0196/04号の司法省設置法の公布の王令

-Samdech Akka Moha Sena Padei Techo Hun Sen, カンボジア王国首相の建議

を理解し、下記の法律を公布する。

第5期下院議会の第2回国会の2014年5月23日の本会議において可決され、第3期上院議会の第5回国会の2014年6月12日の本会議において法律の構成及び法律の精神を審議され、憲法院の2014年7月2日付け第148/002/2014cbTh. cの合憲決定によって成立した司法官職高等評議会の構成及び運営に関する法律。

本法の内容は、下記のとおりである。

# 司法官職高等評議会の構成及び運営に関する法律

## 第1章 総則

### 第1条

本法は、司法官職高等評議会の設置及びその構成、それにその運営方法を決めるための法律であり、国王を補助する目的で、カンボジア王国における裁判所の独立性及び合憲性を保障するためのものである。

### 第2条

本法は、カンボジア王国の裁判官及び検察官全員に対して適用する。ただし、特別法がある場合においては、この限りではない。

### 第3条

本法で使用している技術用語の意味は、下記のとおりである。

- 裁判官とは、訴訟事件の審理をする裁判官及び調査裁判官を含む実務裁判官である。
- 検察官とは、検察官補、検察官、検察庁副長官、検察庁長官である。
- 司法官職とは、裁判官と検察官である。

## 第2章 司法官職高等評議会の構成

### 第1節 司法官職高等評議会の構成

### 第4条

司法官職高等評議会は、国王陛下を長とし、次のメンバーで構成される。

1. 司法大臣 委員
2. 最高裁判所長官 委員
3. 最高裁判所に付随する最高検察庁長官 委員
4. 委員1名 上院議員によって絶対的多数の意見に基づいて選出された元裁判官、元検察官又は法律分野若しくは裁判所での経験を15年以上有する高官
5. 委員1名 下院議員によって絶対的多数の意見に基づいて選出された元裁判官、元検察官又は法律分野若しくは裁判所での経験を15年以上有する高官

6. 委員 1 名 憲法院委員によって絶対的多数意見に基づいて選出された元裁判官, 元検察官又は法律分野若しくは裁判所での経験を 15 年以上有する高官
7. 委員 1 名 全権を有する検察官 (検事補ではない) の中から司法大臣によって選ばれた者
8. 委員 1 名 上級裁判所の判事であり, 上級裁判所の判事全員の投票によって選ばれた者
9. 委員 1 名 上級裁判所に付随する総検察庁の検事若しくは司法省勤務の検事であり, 上級裁判所に付随する総検察庁及び司法省勤務の全検事によって投票で選ばれた者
10. 委員 1 名 始審裁判所の全権判事 (判事補ではない) であり, 全国の始審裁判所の全権判事の投票によって選ばれた者
11. 委員 1 名 始審裁判所付随の検察庁の全権検事であり, 全国の始審裁判所付随の検察庁の全権検事の投票によって選ばれた者

上記の司法官職高等評議会の委員は, 勅令によって任命される。委員のリストは, 司法大臣によって上程される。

本条第 8 号から第 11 号までの規定による司法官職高等評議会の委員の選挙の方法及び手続は, 司法省の省令によって規定される。本省令は, 司法官職高等評議会の委員の過半数の承認を要する。

## 第 5 条

任命された司法官職高等評議会の委員の任期は, 5 年であり, 新委員が任命されたとき, その任期を終了する。任命された委員は, 次期の委員選挙に再度立候補をすることができる。司法官職高等評議会の選挙は, 任期終了の 90 日前に実施し始めなければならない。

司法官職高等評議会の委員が亡くなったり, 辞任したり, 第 4 条に基づいて委員の資格を失ったり, 又は何かの理由で委員としての仕事に従事できなくなったりした場合は, 新しい委員を任命しなければならない。その新しい委員の任期は, 残りの任期を継承し, その選び方は, 第 4 条の規定を適用する。司法大臣は, その手続を速やかに行わなければならない。

司法官職高等評議会は, 内部規定に重大な違反をした委員又は評議会の名誉若しくは品位を傷つけるような行為を行った委員を除名することができる。任命された委員の除名は, 当評議会の全委員のうち最低 8 名の同意が必要である。当評議会の委員で, 裁判所によって, 刑法による執行猶予の付かない実刑に処せられた者又は過失による中以上の量刑に処せられた委員は, 自動的に除名される。その際, 新しい委員の任命は, 本法の規定によるものとする。

## 第6条

司法官職高等評議会の委員は、最高裁判所長官及び最高裁判所付随の最高検察庁長官を除き、裁判所の裁判官若しくは裁判所付随の検察庁の検察官を兼務することはできない。

前項の規定により、兼務不可な委員は、裁判所での裁判官若しくは裁判所付随の検察庁での検察官の任務から解かれることを申請しなければならない。

国王陛下の代理は、司法官職高等評議会の決議に参加をすることができない。しかし、司法大臣又は最高裁判所長官が国王陛下の代理として任命された場合は、他の委員と同様に評議会の決議に参加をすることができる。

## 第7条

国王陛下は、自分の代理を任命し、司法官職高等評議会の議長代理にすることができる。議長代理は、定期的に司法官職高等評議会の活動を国王陛下に御報告しなければならない。

国王陛下の代理は、司法官職高等評議会の決議に参加しない。しかし、司法大臣又は最高裁判所長官が国王陛下の代理として任命された場合は、他の委員と同様に、評議会の決議に参加をすることができる。

### 第2節 司法官職高等評議会の事務総局

## 第8条

司法官職高等評議会の事務総局は、司法省の本庁の総務部の下に置かれ、当評議会の業務を担当する。当評議会の総局は、次官若しくは大臣に相当する階級を有する事務総局長1名、及び必要とする事務総局次長複数名によって指揮され、勅令若しくは政令によって任命される。

司法官職高等評議会の事務局長及び事務局次長は、司法官職高等評議会の委員の意見を聞いて、司法大臣の上申によって勅令若しくは政令によって任命される。司法官職高等評議会の事務局長及び次長は、法律分野、行政分野若しくは財政分野を10年以上の経験を有する高官又は公務員から選ばなければならない。司法官職高等評議会の職員は、司法省の職員である。司法官職高等評議会が当評議会の仕事をサポートするために必要な数の契約社員を雇用することができる。司法官職高等評議会の事務総局の下に部局を設置することができる。局長1名及び必要に応じて複数名の次長によって運営される。

司法官職高等評議会の事務総局の構成及び運営方法は、政令によって規定さ

れる。

## 第9条

司法官職高等評議会の事務総局は、必要な数の職員を有し、司法官職高等評議会の会議記録及び司法官職高等評議会の懲戒委員会の会議記録の仕事に従事する。

## 第3章 司法官職高等評議会の運営

### 第10条

司法官職高等評議会の議長である国王陛下の指示に基づき、司法大臣は、司法官職高等評議会の会議を招集しなければならない。司法官職高等評議会の委員4名以上の申し出によって会議を行うことができる。その場合は、司法大臣が会議を招集するために国王陛下に伺いを立てなければならない。

### 第11条

司法官職高等評議会の会議が効力を有するためには、最低6名の委員が参加しなければならない。

司法官職高等評議会の決議は、無記名投票によって行い、最低6名の議員の承認が必要である。司法官職高等評議会の議長である国王陛下は、決議に参加しない。

緊急を要する場合において、最低6名の委員の申出により、司法官職高等評議会の決議を間接的な無記名投票を行うことができる。

### 第12条

事務記録担当職員を含めて、司法官職高等評議会の委員は、委員会での討議内容を外に漏らしてはならない。

### 第13条

国王陛下に上程する司法官職高等評議会に係る勅令案は、司法大臣が司法官職高等評議会として行う。私人又は法人との関係窓口として、司法大臣が司法官職高等評議会を代表し、司法官職高等評議会の事務総局を通じて行う。

### 第14条

司法官職高等評議会は、内部運営規定を作成しなければならない。この内部

運営規定は、最低6名の委員の承認を必要とする。

#### 第15条

司法官職高等評議会は、自前の予算を有し、国家予算から充当される。司法大臣は、国王陛下から全権委任される。

司法官職高等評議会の委員は、職務報酬、会議の報酬及び業務遂行報酬を受けなければならない。

#### 第16条

司法官職高等評議会の委員は、受けられる権利のある職務報酬のうち、1つの職務報酬に対してのみ選択をすることができる。

#### 第17条

司法官職高等評議会の委員は、職務を遂行するために自分の印（委員の判）を使用することができる。

### 第4章 司法官職高等評議会の任務

#### 第1節 司法官職高等評議会の一般任務

#### 第18条

司法官職高等評議会は、裁判官の任命、配置転換、任務解除、組織外追放、業務停止及び除名に関するすべての決定を行い、国王陛下に上程をする権限を有する。

司法官職高等評議会は、検察官の任命、配置転換、任務解除、組織外追放、業務停止及び除名に関する司法大臣の申請を国王陛下に上程をする。上記の申請については、司法官職高等評議会に必要な意見を求めなければならない。

司法官職高等評議会は、裁判官及び検察官の昇級及び昇格を裁判官及び検察官の規則に基づいて意見を述べる。

#### 第19条

裁判所関連及び裁判所運営関連法案の提出時、必ず司法官職高等評議会の意見を求めなければならない。司法大臣から法案に対する意見を求められた場合、司法官職高等評議会は、30日以内に意見を出さなければならない。緊急を要するときは、その期間を10日に短縮することができる。

司法官職高等評議会は、裁判官及び検察官に係る倫理法案を審議しなければならない。

ならない。

## 第2節 裁判官及び検察官に対する懲戒における司法官職高等評議会の管轄

### 第20条

裁判官に対する懲戒という任務において、司法官職高等評議会は、最高裁判所長官の出席の下で、懲戒委員会として開かなければならない。検察官に対する懲戒という任務において、司法官職高等評議会は、最高裁判所付随の最高検察庁長官の出席の下で、懲戒委員会として開かなければならない。これらの場合において、国王陛下及び司法大臣は、懲戒委員会に参加しない。

最高裁判所長官又は最高検察庁長官に対する懲戒において、国王陛下若しくは国王陛下の代理の下で、開かなければならない。

懲戒委員会の審議の対象となる司法官職高等評議会の委員である裁判官又は検察官は、その懲戒審議及び決議に参加することはできない。

### 第21条

司法官職高等評議会の懲戒委員会を支援する目的で、懲戒事件に係る調査及び懲戒審議資料収集等を行う監査グループを司法官職高等評議会の下に設置をしなければならない。本監査グループの構成員は、司法官職高等評議会の過半数の決議を経て、勅令で任命をしなければならない。本監査グループは、共同のグループ長によって運営をしなければならない。1人の共同のグループ長は、上級裁判官以上の階級から選び、もう1人は、上級検察官以上の階級から選ばなければならない。

本監査グループの構成及び詳細の任務は、司法官職高等評議会の懲戒委員会によって決定する。

### 第22条

監査グループが司法官職高等評議会の懲戒委員会の委員長から任命（委任）された任務を行う。任務遂行にあたって、監査グループは、懲戒事件に係るすべての資料を調査することができ、また、必要に応じて各関係者から説明を求めることができる。監査グループの説明要求に応じない裁判官若しくは検察官は、調査資料にその旨を調査資料に記録をしなければならない。

### 第23条

裁判官又は検察官に対する懲戒の訴えは、司法官職高等評議会の事務総局

若しくは司法省に出さなければならない。司法大臣は、訴えを司法官職高等評議会の懲戒委員会の審理に付する決定を行う前に、当委員会の審理のための資料を作成するために、訴えの審査及び初期調査を行わせなければならない。

#### 第24条

懲戒の訴えについての調査資料を受領した場合、司法官職高等評議会の懲戒委員会は、必要に応じて、追加の調査を懲戒委員会の監査グループに行わせることができる。

#### 第25条

司法官職高等評議会の懲戒委員会の委員長は、懲戒審査会議を招集しなければならない。裁判官又は検察官の懲戒の訴え及び関連資料は、懲戒委員会の全委員に、遅くとも会議の10日前までに送らなければならない。懲戒の訴えを起こされた裁判官又は検察官は、自分で若しくは弁護士の支援を求めて、司法官職高等評議会の懲戒委員会の前で防御することができる。

懲戒委員会の会議は、非公開とする。必要と判断した場合、懲戒委員会の委員長は、関係者を呼び出し、会議に参加させることができる。司法官職高等評議会の委員及び会議に出席した関係者は、会議の秘密を守らなければならない。

懲戒委員会の会議の定足数は、第11条の司法官職高等評議会の会議の定足数と同様とする。

懲戒委員会の会議の運営手続は、司法官職高等評議会の懲戒委員会の内部規定で詳細規定する。

#### 第26条

過失を見つけた場合は、司法官職高等評議会の懲戒委員会は、裁判官及び検察官の規則に基づき処罰する。懲戒委員会の決定は、理由及びその判断の基礎になっている関連法律の条文を明記しなければならない。

懲戒委員会の決議は、第11条で規定されている司法官職高等評議会の決議と同様である。

懲戒委員会の決定は、司法官職高等評議会に提出し、審議及び決定をしなければならない。司法官職高等評議会の決議は、最終判断であり、それに対して異議をすることはできない。

2級の懲罰が決議された場合は、司法官職高等評議会が国王陛下にその旨を報告しなければならない。

## 第5章 経過規定

### 第27条

第4条に基づく司法官職高等評議会の設置を準備している間は、本法の施行前にできた司法官職高等評議會は、本法の規定に基づき、新しい司法官職高等評議會の任命に関する勅令が発行されるまで、自分の任務を継続しなければならない。この場合において、第6条で規定されている兼務禁止規定の適用は、除外する。

### 第28条

司法大臣は、第4条第8号ないし第11号で規定されている司法官職高等評議會の委員の選挙及び任命の準備を本法施行の日から3か月以内にしなければならない。

司法官職高等評議會の委員の任命のための第1回目の選挙方法及び手続は、第4条第3項の規定どおり、司法大臣の省令によるものである。

### 第29条

第21条の規定に基づく司法官職高等評議會の懲戒委員会の監査グループが未設置の期間において、懲戒委員会の委員長は、裁判所勤務の裁判官又は裁判所付随の検察庁勤務検察官に対して、懲戒の訴え事件の係る調査を命ずることができる。

### 第30条

第6条の規定は、クメールルージュ政権時代の係る国際刑事裁判所での任務に係る裁判官及び検察官への適用は除外する。

## 第6章 最終規定

### 第31条

勅令No. 09NS. 94で施行された司法官職高等評議會の設置及び運営に係る法律及び本法に反する法規は、無効とし、本法に代わる。

王宮にて、2014年7月16日  
国王陛下御署名